

2月20日(木) 18:30~

会場：Zoom 及び国労会館大会議室



第195回定例研究会

誰でも参加できます。  
Zoomでの参加の方は  
前日までに連絡ください。

## 「フリーランス新法」の意義と課題

報告：萩原 繁之 氏（静岡県労働研究所理事長・弁護士）

### これからの企画

#### ◆第196回定例研究会

日時… 3月19日(水)  
18:30~

場所…国労会館会議室&Zoom

内容…「主権者を育てる」エバー  
グリーンの活動から(仮)

報告…橋本 純 氏  
(静岡高教組書記長)

#### ◆春のシンポジウム

日時… 4月20日(日)  
13:30~

場所…静岡労政会館視聴覚室 &  
Zoom

内容…「労働時間短縮の課題」(仮)

報告…鷺谷 徹 氏  
(中央大学名誉教授)

### 「雇用によらない働き方」を する人々と取引する企業

「雇用によらない働き方」をする人々と取引する企業などに対する規制などを定めた、いわゆる「フリーランス新法」（「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」）が制定され、昨年11月から施行されています。

この法律は、取引の適正化については公正取引委員会と中小企業庁が、フリーランスの人々の就業環境の整備については厚生労働省が、それぞれ担当することとなっています。この法律によって「雇用によらない働き方」をする人々は、適切に守られ、実効性を発揮できるのでしょうか。

今回は、この法律の意義と活用方法、限界と問題点について、そして今後の課題と展望について、静岡県労働研究所理事長である萩原繁之氏（弁護士）が語ります。